

香川県報



第 74 号

平成 16 年

9月17日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 身体障害者福祉法の規定による事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 知的障害者福祉法の規定による事業者の指定 () 二
- 児童福祉法の規定による事業者の指定 () 二
- 道路の区域変更（二件） (道路保全課) 三
- 道路の区域変更及び供用開始（二件） () 三
- 平成十六年香川県告示第五百九十七号（道路の区域変更）の一部訂正 () 三

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民参画課) 四
 - 大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出 (経営支援課) 四
 - 土地改良事業の適否決定（二件） (土地改良課) 五
 - 土地改良事業の認可（二件） () 五
 - 土地改良事業計画変更の認可 () 六
 - 土地改良区の役員の就任の届出（二件） () 六
 - 土地改良区の役員の退任の届出 () 六
- 監査委員公表
- 監査結果に基づく措置の公表 () 七

告 示

●香川県告示第六百三十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定によ

り、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年九月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称及び 所 在 地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所 在 地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇一〇七一 一四	ハート・ケア介護 サービスセンター 丸亀市津森町六八 一	有限会社ハート・ ケア 丸亀市津森町六八 一	平成十六年 九月一日	身体障害者居宅 介護
三七〇〇〇一 一〇一〇八一 一二	翔洋舎 仲多度郡満濃町大 字炭所東五三四番 地三六	有限会社翔洋舎 仲多度郡満濃町大 字炭所東五三四番 地三六	平成十六年 九月一日	身体障害者居宅 介護
三七〇〇〇一 一〇一〇九一 一〇	有限会社エスビー エス 丸亀市川西町北五 一八番地一	有限会社エスビー エス 丸亀市郡家町三二 八番地三	平成十六年 九月一日	身体障害者居宅 介護

●香川県告示第六百三十九号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年九月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称及び 所 在 地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所 在 地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇一〇七一 一三	ハート・ケア介護 サービスセンター 丸亀市津森町六八 一	有限会社ハート・ ケア 丸亀市津森町六八 一	平成十六年 九月一日	知的障害者居宅 介護

三七〇〇〇二 一〇一〇八一 一一	翔洋舎 仲多度郡満濃町大 字炭所東五三四番 地三六	有限会社翔洋舎 仲多度郡満濃町大 字炭所東五三四番 地三六	平成十六年 九月一日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇一〇九一 一九	有限会社エスピー エス 丸亀市川西町北五 一八番地一	有限会社エスピー エス 丸亀市郡家町三三二 八番地三	平成十六年 九月一日	知的障害者居宅 介護

●香川県告示第六百四十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年九月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七〇〇〇三 一〇一〇七一 一二	ハート・ケア介護 サービスセンター 丸亀市津森町六八 一	有限会社ハート・ ケア 丸亀市津森町六八 一	平成十六年 九月一日	児童居宅介護 サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇一〇八一 一〇	翔洋舎 仲多度郡満濃町大 字炭所東五三四番 地三六	有限会社翔洋舎 仲多度郡満濃町大 字炭所東五三四番 地三六	平成十六年 九月一日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇一〇九一 一八	有限会社エスピー エス 丸亀市川西町北五 一八番地一	有限会社エスピー エス 丸亀市郡家町三三二 八番地三	平成十六年 九月一日	児童居宅介護

●香川県告示第六百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年九月十七日から同年十月八日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年九月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 土庄内海線（二十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)	
小豆郡土庄町湊崎字大高下甲一四 四七番二地先から 小豆郡土庄町上庄字大高下二〇一 三番六地先まで	前	六・五 九・六	二二三
	後	九・二 二六・〇	二二三
			道路改修及び交通安全施設整備事業による現道拡幅

●香川県告示第六百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年九月十七日から同年十月八日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年九月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 美馬塩江線（七号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)	

香川郡塩江町大字上西字下田井乙 一一二番二地先から		前	一七・七 六二・〇	五五	ダム保全事業のために道路余幅の一部を不用物件化
香川郡塩江町大字安原上東字除ヶ 二四六六番一地先まで		後	一六・〇 五二・七	五五	

●香川県告示第六百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年九月十七日から同年十月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年九月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 塩江屋島西線（三十号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
高松市十川東町字東山田一三五一番一地从先から 高松市十川東町字東山田一三三三番地先まで	八・九	九・二	一・一 一・八	四一	法面埋立てに伴う道路側溝設置工事
	四一	四一			

四 供用開始の期日 平成十六年九月十七日

●香川県告示第六百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分

の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年九月十七日から同年十月八日まで一般の縦覧に供する。

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 千疋高松線（百七十四号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
高松市岡本町字立石五八二番二地先から 高松市岡本町字本村一三三〇番三 地先まで	四・八 八〇・〇	一〇・〇 一一・三	一〇・〇 一〇・〇	一六	平成十三年香川県告示第七百八十六号で変更した区域の一部の供用及び不用物件化
	一六	一六			

四 供用開始の期日 平成十六年九月十七日

●香川県告示第六百四十五号

平成十六年香川県告示第五百九十七号（道路の区域変更）の一部を次のように訂正する。
平成十六年九月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三の項の表中「字粉谷一八七四番三」を「字粉谷一七八四番三」に改める。

公 告

●香川県告示第四百四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年十一月七日まで縦覧に供する。

平成十六年九月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日
平成十六年九月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人生きがい・公共施設の有効活用を考える会
井上 貞代

高松市勅使町六八七番地四

三 定款に記載された目的

この法人は、市民参画による公共施設の有効活用に関する提案及び管理・運営を行うことによつて、子どもの健全育成、障害者・高齢者の健康と生きがいづくり、文化・芸術・スポーツなどの振興・普及を図り、地域社会に寄与することを目的とする。

●香川県公告第四百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年九月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
有限会社國村不動産 高松市上福岡町一二四〇番地
ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイキ上福岡店 高松市上福岡町字深田八三八番地一ほか
- 3 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の位置
変更前 別図のとおり

変更後 別図のとおり
なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日
平成十六年九月九日

5 変更する理由
出入口に面する市道上福岡多肥下町線（交差点近接）での滞留車両を避け、来客車両の円滑な入出庫を図るため

二 届出年月日
平成十六年九月六日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間
平成十六年九月十七日（金曜日）から平成十七年一月十七日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十七年一月十七日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

- 1 記載すべき項目
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (四) 意見の内容
- 2 提出先
郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第四百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、直島町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業琴反地区）を行うことについて平成十六年八月三十一日適当と決定した。

その関係書類を直島町建設経済課において平成十六年九月二十四日から同年十月四日まで縦覧に供する。

平成十六年九月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、舟岡池土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業仏生山町高木地区）を行うことについて平成十六年八月三十一日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十六年十月一日から同年十月二十一日まで縦覧に供する。

平成十六年九月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市鬼無町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業岡地区）を行うことについて平成十六年八月十九日認可した。

平成十六年九月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年九月六日認可した。

平成十六年九月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市下笠居土地改良区	単独市費補助土地改良事業桑崎龍現地区
〃	単独市費補助土地改良事業生島地区

●香川県公告第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、香川県三郎池土地改良区が土地改良事業（非補助土地改良事業道池下流地区）計画を変更することについて平成十六年九月六日認可した。

平成十六年九月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高松市下笠居土地改良区から役員（退任及び就任について次のとおり届出があった。）

平成十六年九月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
一 退任した役員			
理事	北原 和夫	高松市中山町二四六番地三	平成一六、七、五
	北山 弘	神在川窪町三七三番地二	〃
	五嶋 一彦	〃 九六番地二	〃
	片山 清文	香西北町六八四番地三	〃
	原田 貞義	中山町一七〇番地	〃
	溝内 武	〃 一〇八一番地一	〃
	木野戸正義	〃 九三二番地	〃
	地下 時夫	生島町七二番地四	〃
	濱元 勝美	〃 四七一番地五	〃
	青木 恵	亀水町三一六番地	〃

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日	役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
	亀山 明夫	〃 〃 一四一三番地三	〃		久保 隆	高松市東植田町一七二三番地	平成一六、三、一三
	井上 忠義	〃 〃 九二九番地一	〃		藤澤 一雄	〃 〃 二二六四番地一	〃
監事	彈正原弘康	〃 〃 神在川窪町二二一番地三	〃		谷本 友市	〃 〃 八四五番地一	〃
	太田 正志	〃 〃 植松町九四番地	〃		安藤 實	〃 〃 二二九九番地	〃
	谷澤 貞夫	〃 〃 亀水町一五三番地三	〃		久保 照雄	〃 〃 二七七七番地	〃
二 就任した役員					上城 義徳	〃 〃 三四〇〇番地	〃
役員の種類	氏名	住 所	就任年月日		山田 弘	〃 〃 菅沢町七二三番地	〃
理事	柳谷 努	高松市神在川窪町二二五番地六	平成一六、七、六		久保 勝	〃 〃 東植田町三二二番地二	〃
	太田 正志	〃 〃 植松町九四番地	〃		多田 正明	〃 〃 菅沢町九一五番地	〃
	北山 弘	〃 〃 神在川窪町三二三番地二	〃		久保 喜昭	〃 〃 東植田町二〇〇二番地	〃
	原田 和幸	〃 〃 中山町二二九番地	〃	二 就任した役員			
	北原 和夫	〃 〃 〃 一二四六番地三	〃	役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
	川原 義明	〃 〃 〃 一五七九番地五	〃	理事	久保 隆	高松市東植田町一七二三番地	平成一六、三、二四
	溝内 正見	〃 〃 〃 八五三番地八	〃		藤澤 一雄	〃 〃 二二六四番地一	〃
	溝内 榮一	〃 〃 〃 生島町一四八番地一	〃		立岩 弘	〃 〃 三〇四一番地	〃
	鶴川 弘司	〃 〃 〃 三九九番地一〇三	〃		安藤 實	〃 〃 一三三九番地	〃
	高橋 和彦	〃 〃 〃 亀水町一六三番地	〃		藤澤 香	〃 〃 六三八番地二	〃
	青木 勝美	〃 〃 〃 八七四番地	〃		上城 義徳	〃 〃 三四〇〇番地	〃
	南原 貞夫	〃 〃 〃 五三一番地	〃		山田 廣義	〃 〃 菅沢町五三二番地二	〃
監事	五嶋 一彦	〃 〃 〃 神在川窪町九六番地二	〃		久保 勝	〃 〃 東植田町三二二番地二	〃
	奥野 朝彦	〃 〃 〃 四五九番地一	〃		青井 謙雅	〃 〃 一八四五番地	〃
	高橋 義則	〃 〃 〃 亀水町一二三四番地一	〃		熊野 良一	〃 〃 菅沢町一一一九番地	〃
●香川県公告第四百五十五号				●香川県公告第四百五十六号			
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、高松市東植田土地改良区から役員				土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、高松市東植田土地改良区から役員			
の退任及び就任について次のとおり届出があった。				の退任について次のとおり届出があった。			
平成十六年九月十七日				平成十六年九月十七日			
一 退任した役員							
	香川県知事	真 鍋 武 紀					

役員の 香川 眞 武 紀
 種類 氏 名 住 所 退任年月日
 理事 久保 隆 高松市東植田町一七二三番地 平成一六、七、二八

監査委員公表

●香川県監査委員公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
 平成16年 9月17日

香川県監査委員 鎌 田 守 恭
 同 名 和 基 延
 同 同 石 川 稠 治
 同 同 同 広 瀬 員 義

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成15年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）	措 置 の 状 況
<p>指導注意事項</p> <p>ア 扶養手当の支給について別居の親を扶養親族とする職員の扶養手当の支給に当たり、支給要件の確認について不十分であったため、誤って手当を支給しているので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（産業政策課）</p> <p>イ 通勤手当の支給について通勤にバスを利用する職員の通勤手当の支給に当たり、運賃等相当額の算出を誤っているも</p>	<p>平成16年 4月22日に返納済みである。</p> <p>平成16年 2月20日に返納済みである。</p>

のが見受けられたので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（高松高等技術学校）

平成十六年九月十七日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています